

前 箱 田 遺 跡

——箱田中学校建設に伴う
埋蔵文化財確認調査概報——

昭和 57 年度

前橋市教育委員会

序

前橋市における児童・生徒の数は、一部の地域を除き、近年増加の一途をたどっています。市の西南部に位置する東地区は人口増加が著しく、かねてより学校建設が望まれておりましたが、前橋市では、昭和 56 年新田小学校を開校し、本年度は中学校を新設することにいたしました。

中学校建設予定地は、上野国府推定地の南方約 3 km に所在し、水田址の発掘で名高い日高遺跡にも近く、条里制遺構の存在が予想される地域です。このため、文化財保護の立場から、学校建設にさきだち校舎建設予定地部分の確認調査を実施し、遺構の有無を検討いたしました。

調査の結果、平安時代の水田址、耕作状遺構等が検出され、ここに、その成果の一端を報告します。

この調査を実施するにあたり、御指導御協力くださった関係者のみなさん、ならびに酷暑のなかで直接調査に携わってくださった作業員のみなさんに、厚くお礼申し上げます。

本報告書が斯学の発展に少しでも寄与できれば幸いに存じます。

昭和 58 年 3 月 31 日

前橋市教育委員会

教育長 金井博之

例　　言

1. 本報告書は、前橋市立箱田中学校建設に伴い、事前確認調査した前箱田遺跡の確認調査概報である。
2. 調査主体は、前橋市教育委員会である。
3. 確認調査の要項

調査場所 前橋市前箱田町396番地 他47筆 全体規模30,195m²のうち、当面の調査面積は、2,280m²である。

調査期間 昭和57年7月5日～昭和57年8月14日

調査担当者 近藤昭一 岸田治男 木暮誠 町田信之

4. 本報告書の作成にあたっては、調査担当者の協議に基づき、編集・執筆を木暮が担当した。
5. 遺物の実測は、加部二生、高島あや子が行った。また、遺構・遺物のトレースは、小沢いくよが行った。
6. 本報告書で用いている北は、すべて磁北を示している。
7. 本調査における出土遺物は、一括して前橋市教育委員会で保管している。
8. 調査に参加した方々は、次の通りである。記して感謝する次第である。

青木 鶴秋	阿部イチエ	阿部 きよ	阿部 良子	飯田 五郎
今泉 邦平	今成十千代	入内島 俊	岡田カツ子	岡田 早苗
金子 栄一	木島 茂雄	久保田昌江	須藤マツ江	田中 洋子
千明香根子	千明 仁至	中村きぬ江	原沢 正江	三田 貞三
湯浅たま江	湯浅 美知	湯浅 道子	湯浅 札子	横沢 房江

目 次

序	
例言	
I 確認調査に至る経過	2
II 遺跡の位置と環境	2
III 確認調査の概要	10
1 調査の経過	10
2 範囲確認調査	12
3 地層	12
IV 遺構調査の概要	15
1 B軽石下の水田址	15
2 溝状遺構	21
3 耕作状遺構	24
4 出土遺物	26
V まとめ	28

I 確認調査に至る経過

前橋市立箱田中学校建設事業に伴う建設地内の埋蔵文化財の確認調査について、事前の調査・協議の経過および結果の概要は、下記の通りである。

- 昭和52年3月 東中学校の過大化・過密化の解消を目的として、新総合整備計画(昭和53年～62年)に基づき、新設校の設置を計画し、市長あてに建設用地の取得申し出を行う。
- 昭和53年5月 就学区域等の関係から地元との調整を行い、予定地を検討する。
～56年6月
- 昭和56年6月 現在地に校舎建設が決定する。(前橋市前箱田町396番地 他47筆)
- 昭和56年8月 教育委員会事務局担当課間の協議により、遺構の確認調査を実施することになった。
- 昭和57年1月 文化庁に対し補助金申請を行い、確認調査を実施することになった。
- 昭和57年5月 教育委員会事務局担当課間で、確認調査の実施時期・期間等の最終的な打ち合わせを行った。

II 遺跡の位置と環境

位置と地形

前箱田遺跡は、前橋台地の利根川右岸、新前橋駅より南方約2km、群馬県立中央高等学校より北方約350mのところに所在する。前橋台地は、周知の通り、火山泥流堆積物とそれを被覆する水成上部ローム層から成り立つ洪積台地で、東側は広瀬川・桃木川流域の低地帯と直線的な崖で区切られ、一方西側は榛名山東南裾野につらなっている。本遺跡は前橋台地の西縁部に位置しており、榛名山東南麓に広がる相馬ヶ原扇状地の扇端は、本遺跡の北西方間近まで迫っている。

前橋台地の利根川右岸の水系は、おもな河川が、八幡川(滻川)・染谷川・井野川である。これらはすべて榛名山麓に源を発し、相馬ヶ原扇状地を東南流し、前橋台地に流入してくる。また、相馬ヶ原扇状地にはいくつかの湧水地が存在しており、先の扇端部付近もその一つである。なお、滻川は天狗岩用水とも言われ、近世初頭の水田開発に伴って開削された用水である。しかし、流域の地形や当時の土木技術等を考慮すれば、^{註1}初めから存在した自然の川を利用して開削されたと推定され、その原流路は洪積世まで遡ると考えられている。

もう少し微視的に遺跡周辺の地形をながめると、まず本遺跡は、南流する染谷川・滻川がもっとも接近するところで挟まれた地域に存する。西の染谷川まで約200m、東の滻川まで約400mの位置である。地表は北から南に緩やかに傾斜しており、調査時までは水田・桑畑に利用されていた。標

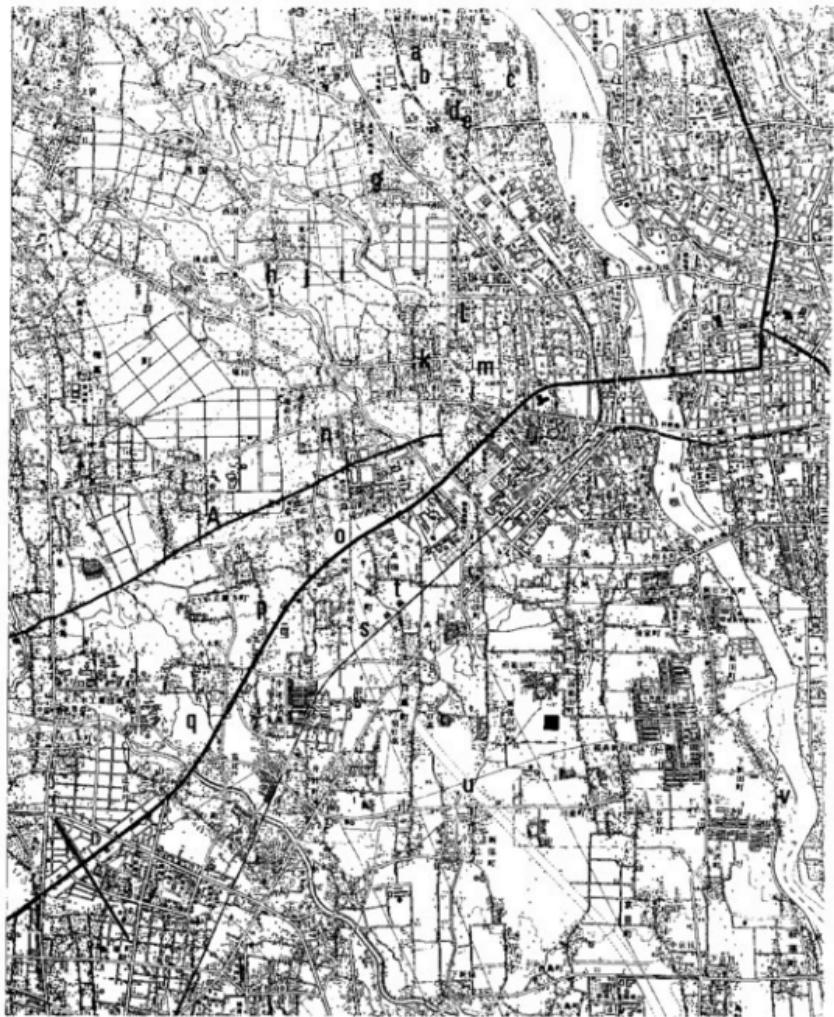


図1 遺跡位置図（5万分の1）

■	前箱田遺跡	h	国分寺	p	正觀寺遺跡
a	二子山古墳	i	国分尼寺	q	小八木遺跡
b	愛宕山古墳	j	国分寺中間地域遺跡	r	大八木水田遺跡
c	鹿見山古墳	k	国府推定地	s	日高遺跡(群馬県教委調査)
d	宝塔山古墳	l	閑泉極遺跡	t	日高遺跡(高崎市教委調査)
e	蛇穴山古墳	m	元總社明神遺跡	u	新保遺跡
f	王山古墳	n	鳥羽遺跡	v	下新田遺跡
g	山王庵寺	o	中尾遺跡	A	推定東山道

高100mの等高線が小相木町・箱田町・江田町付近を東西に走り、調査地区で96~97m程度である。

染谷川・滝川に挟まれた地域は両河川の後背湿地にあたり、新しく開発された住宅地を除き、おおむね水田に利用されている。一方自然堤防には集落が発達しており、染谷川沿いには北から江田・新保田中・新保、滝川沿いには箱田・前箱田・川曲などの集落が見られる。

本遺跡付近の水田地域は、現状においては利根川から取水する天狗岩用水により給水されているが、染谷川・滝川に挟まれた後背湿地に立地し、両河川からの取水が比較的容易であること、株名伏流水の湧水地に近いことを考えあわせれば、古代から水利については恵まれた環境にあったと思われる。

なお、前橋台地を貫流する染谷川については、流路に不自然な箇所があることが言われている。南流していた染谷川は、標高100m付近ではほぼ直角に向きを換え東流しはじめ、まもなくもう一度直角に向きを換え南流していくのである。このような染谷川の現在の流路は、条里制の地割に規制された人工的なものと考えられている。^{註2}

土壤

本遺跡周辺の土壤については、資料的にはやや古いが、昭和34年に刊行された『東村々誌』が、大きな手書きをあたえてくれる。現前橋市前箱田町は、昭和29年4月1日に前橋市と合併するまで、群馬郡東村の大字であった。『東村々誌』は、東村と前橋市が合併するさい編まれたもので、それには、昭和29年に県立農事試験場が行った東地区的土壤調査の結果が掲載されている。村内20か所で試掘調査を行った結果、この地域の土壤は次の三つの型に分類できるといふ。

- a 褐色の耕作土下に、地表より30cm内外の位置に10cm内外の厚さを有する砂層（浅間砂と称される）が存在し、その下層は暗灰色～灰褐色の腐植に富む又は腐植層。
- b 砂層が介在せず、下層が腐植に富む層。
- c aと同様であるが、下層に黒泥層を有する。

ここで使用されている「浅間砂」とは、天仁元（1108）年の浅間噴火によって堆積した軽石層と考えられる。a・b・cの分布状況は図2の通りで、東地区においては、広範囲にわたってB軽石が堆積していることがわかる。本遺跡は、分類で言えばaの地域である。



図2 東地区土壤分布図（『東村々誌』より）

註3

周辺の遺跡

昭和10年に実施された群馬県下の古墳調査では、旧群馬郡東村においては一基の古墳も確認されていない。『群馬県遺跡台帳』でも、東地区の周知の遺跡は記載がなく、この付近は、いわば遺跡の空白地であった。しかし近年の発掘調査の成果から、周辺地域の埋蔵文化財が徐々に明らかにされ^{註4}てきており、東地区においても昭和54年下新田町で、鬼高式土器を伴う堅穴式住居が確認された。

さて、遺跡の北西方約1.6kmには、水田址の発掘で全国的に有名になった日高遺跡がある。高崎市では統々と水田址の発掘が行われ、日高遺跡をはじめとして多数の遺跡の報告がなされている。

群馬県の水田址の発掘は、その隕層が浅間山火山噴出物あるいは榛名二ツ岳火山噴出物の堆積層で、水田は普通それらの噴出物に埋没された状態で検出される。たとえば日高遺跡では、天仁元（1108）年の浅間山噴火による軽石層（B軽石）に埋没された水田が検出されており、それより下層では、4世紀中頃の浅間山噴火による軽石層（C軽石）に埋没された水田が検出された。榛名二ツ岳は、6世紀前半と後半の二度にわたり、大爆発している。本遺跡の南西方1km以内にある新保遺跡では、初めの噴火による降灰層（FA）に埋没された水田が検出されており、後半の噴火による降灰層（FP）に埋没された水田の例は、同道遺跡・御布呂遺跡などで確認されている。

表1 榛名山東南麓水田遺跡

遺 跡 名	所 在 地	覆 土 層	調 査 主 体
大八木水田	高崎市大八木町	B	群馬県教委 高崎市教委
日高	高崎市日高町	C B	群馬県教委 高崎市教委
新保	高崎市新保町	FA	群馬県教委
熊野堂	高崎市大八木町熊野堂	C・FA	群馬県教委
同道	群馬郡群馬町大字井出字同道	C・FA・FP・B	群馬県教委
寺ノ内	高崎市浜川町	B	高崎市教委
矢島	高崎市浜川町	B	高崎市教委
芦田貝戸	高崎市浜川町芦田貝戸	C・FA・B	高崎市教委
小八木	高崎市小八木町	C・B	高崎市教委
下之城条里	高崎市下之城町村東	B	群馬県埋文調査事業団
正観寺	高崎市小八木町及び正観寺町	B	高崎市教委
御布呂	高崎市浜川町御布呂	C・FA・FP	高崎市教委
菊地	高崎市菊地町	B	高崎市教委

種名山東南麓では、これらの遺跡のほかにも多数の水田址が調査された。それらをまとめたのが前ページの表である。この地域では、C軽石下の弥生水田からB軽石下の平安水田まで、広範な時代の水田址が調査されているのである。

本遺跡の北方約6kmには、古墳時代終末期を代表する宝塔山・蛇穴山の二古墳が並んでいる。付近には他に二子山・愛宕山・遠見山などの古墳があり、總社古墳群を形成している。古墳分布の濃密な地域は、總社古墳群から利根川を渡り旧市域につながっており、さらに朝倉・後閑・山王の各古墳群へとつながっていく。これらはすべて古利根川右岸の台地に立地しており、古墳の築造された4世紀から8世紀初頭にかけては、強大な力を持った豪族が存在していたことを物語っている。

宝塔山古墳の南西方約1kmには、宝塔山・蛇穴山の二古墳と並行して建造されたとされる山王庵寺跡がある。前橋市教育委員会を中心に昭和49年から7次にわたり調査され、3間9間の掘立柱建物跡をはじめ、金堂と推定される基壇建物跡や多数の瓦が検出された。山王庵寺跡からさらに約1.5kmさきに、上野国国分寺跡・国分尼寺跡が並立している。国分寺・国分尼寺は、周知の通り天平13(741)年聖武天皇の詔により国ごとに置かれた寺である。跡地には巨大な礎石が露出し往時をしのばせているが、現在群馬県教育委員会の調査が進行中である。

さて、上野国国府の位置は、『和名類聚抄』によれば「久留末国分為東西二都府中間国府」と示されている。国府位置はいまだ確認されていないが、前橋市元總社町あたりだと推定されている。^{註5} 本遺跡からは、北方約3kmほどの地点である。付近には、上野国總社神社をはじめとして、国学の名残りとされる学校院若御子明神など、国府関連の施設が多い。また、市を表す古市、軍團を表す大友、穀倉を表す石倉などの地名も残っている。このほかにも、元總社小学校校庭と昌楽寺北方の畠では建築遺構が発見され、国府に関連する重要建築物と考えられている。

律令時代においては、国司が国府で政務を執った。上野守として中央から下向したのは田口朝臣益人が初見で、『統日本紀』和銅元(708)年の条には、「從五位上田口朝臣益人為上野守」とある。国司が着任すれば、律令制の基本である班田収授が実施されなければならず、その公地分配法は、男には二反、女にはその三分の二の口分田をあたえるということである。このような班田収授の実現には、条里制に基づく水田地割が前提として必要になる。

さきの表にあげた日高・大八木水田・下之城条里の各遺跡では、条里制の坪を形成する一町間隔の大畦畔が検出された。さらに、一町四方の坪は、東西・南北の畦畔により長方形の水田に区画されていることが、確認された。このような事実から、上野国府の南方に広がる平坦地では、広範囲にわたり条里制が施行された可能性が考えられる。なお、日高遺跡の調査では、国府から南に延びると推定される古道が検出され、これを基準に条里制が施行されたという見解が示されている。^{註6}

本遺跡の北方約500mには、古代の重要な交通路あづま道が通っている。高崎市日高町から東向きに走ってきたあづま道は、箱田町付近で直角に北上し、また東向きに方向を換え、小相木町に至っている。このようなあづま道の直角の折れ曲り方も、条里に規制されたためと考えられている。^{註7}

以上、本遺跡周辺の遺跡について述べてきた。本遺跡周辺の遺跡では、今後とも、国府位置の確定と、条里制の解明などが、大きな課題であろう。

遺跡周辺の地名

古利根川右岸に、總社から山王につらなる古墳群が存在することは前述したが、その南に広がる平坦地には、発祥の古い地名が数多く残っている。ここでは、条里制や水田に関する地名について、遺跡周辺地域を中心に若干紹介してみたい。

前橋駅の南、現南町四丁目に市之坪公園という小さな公園がある。この付近はかつて「市之坪」と呼ばれた地域で、公園名はからうじてその名残りを留めているが、「市之坪」は以前から条里制の坪から来る地名だと指摘されてきた。つまり「市之坪」は、6町四方の里を36に区画したときの1番目の坪だというのである。「市之坪」という地名は付近の条里制施行の可能性を暗示しており、そうなると南にある「六供」という地名は、「六」が6番目の坪を表わしていると思われなくもない。

六供町の南には「公田」町がある。「公田」は文字通り律令時代の公田を意味しており、同様な意味を持つ地名が、市街地北部の「国領」である。

さて、「朝倉」という地名も古い時代に湧る。『万葉集』卷20には、上毛野君駿河に率いられて筑紫へ向かう防人の歌が4首掲載されているが、作者の一人朝倉益人は、「朝倉」という地名と何らかの関係があったのかもしれない。『和名類聚抄』では、「朝倉」は「那波郡朝倉郷」として記載されている。

「後閑」は多くの地域でみられる地名である。利根郡月夜野町後閑、高崎市新後閑町など、県内にも例は多い。「後閑」とは、もともと莊園内の空閑地を意味する言葉で、空閑地とは、未開墾の土地の謂である。仁安3(1168)年、新田義重の譲状に「ゆつるこかんのかうかうの事」とあるが、「こかんのかうかう」とは「空閑の郷々」で「空閑」と「後閑」は同義である。本遺跡のすぐ近くに後家という地名があるが、「後家」も「後閑」に通じる地名である。

後閑町の近くに「上両家」・「下両家」という集落がある。「両家」は本来「領家」から來た地名で、莊園の領家職の居住地を指している。「両家」から佐島にかけては興福寺領の莊園が存在したと推定され、その莊園の預所を「領家」と呼びならわしたため、そのまま地名として定着したと考えられているのである。^{註8}

「両家」の南には、「房丸」・「徳丸」・「力丸」という変わった地名が残っている。吉田東伍はこれらの地名を「中世の名田の遺号」としている。^{註9}

以上、新利根川左岸地域の地名について紹介してきた。これらの地域は、天文年間の利根川の変流まで本遺跡をふくむ右岸地域と隔離されておらず、同一文化圏内にあったと推定される。そのような意味で、律令制や莊園に係わる地名が多く残存していることは、看過できないことである。

さて、本遺跡の所在する前箱田町は、旧群馬郡東村に属していた。明治22年の市町村制施行以来、東村は10の大字から成っていたが、この地域が文献上どこまで漸及できるかさだかではない。吉田東伍は『和名類聚抄』の「群馬郡畔切郷」を東村に比定した。『大日本本地名辞書』の「畔切郷」の項には、次のように記されている。

「和名抄、群馬郡畔切郷、調安支利。今東村なるべし、大字小相木存す、相木は畔切の訛なれば也、島名郷の北にして、八木郷の東、利根川の西に沿れり。」

「畔切」の意味は不明であるが、文字をそのまま解釈すれば、畦畔で切られた地域を指すものと

^{註11}思われる。吉田説が正しいとすれば、東村付近には畦畔で切られた地域すなわち水田が広がっていたと推測できるのである。そして「箱田」は、整然と畦畔で区切られた箱形の水田から生じた地名と思われてくる。

前箱田町に隣接する高崎側の町は「新保田中」で、その南に「新保」がある。「保」は国衙領内の行政区画で莊や郷とならぶものであるから、「新保」も古代から中世に遡る地名である。

^{註12}さて、次に旧東村の大字・小字をあげてみよう。

小相木	屋敷添	村南	村西	小山	村北	谷	高田	堰向
古 市	宅地添	赤鳥	村前	村北	村東	和尚塚	新道	七仏 枯木 松場 楠越 飯玉 熊野 村西 堀添 狸塚
江 田	宅地添	村東	中島	村西	諏訪前	村前	村北	勝呂 下り柳 田中境
箱 田	川東	川西	村前	村北	村後	村西	道下	道上 西田 高木 古市境 古市前 浜地 上境 中境 下境 東稻荷境 東中袋 五反田 三丁免 西中袋 西稻荷境 張近木ノ下
前箱田	宅地添	村西	稻荷	樅越	川曲境	田中境	箱田境	
川 曲	宅地添	諏訪廻	飯玉廻	阿弥陀西	琴平西	毘沙門前	観音前	八坂前 地藏前 上ノ宮 飯玉前 伊勢 村北 薬師廻 京境
上新田	町東	諏訪	稻荷	町下東	町下南	中通	町西	伊勢廻 木風 下新田裏 河原添 飯玉 雷電 実正 薬師 大道東 大道西 出雲 箱田境 境堀 殿田 下新田 前原
下新田	町頭	村西	町下	鳴	稻荷廻	稻荷	西沖 大橋 中沖 新畑 大沢界 砂原 萩原界 大道東 宅地	
稻荷新田	宅地添	村東	稻荷前	社廻	稻荷北	天神北	柳橋 中堀添	新保境 堤西 中ノ免 箱田境
後 家	稻荷前	村北	村前	道下	堰口	中袋	下境	

このようにたくさんの小字があり、これらがいつ頃どのようにして生まれたのか不明である。ただ、信仰に関連する地名が多いのには驚かされる。これは農耕と信仰との密接な結びつきを物語つており、そのようなことから考えると、信仰に係わる地名は中世まで遡ると思われてくる。

水田に関連する地名をみると、大字では「江田」・「箱田」・「上新田」・「下新田」・「稻荷新田」をあげることができる。このうち「新田」がつく後の三つは、近世の開田によって生じた地名である。水田に関する小字は、「高田」(小相木)、「西田」・「五反田」(箱田)、「殿田」(上新田)などである。

さらに小字名に注意すると、「三丁免」(箱田)、「中ノ免」(稻荷新田)などの「免」のつく地名があることに気づく。「免」とは租税を免除された免田を意味していると思われる。川曲の南に京目という地名があるが、これは「経免」が転訛した地名と考えられ、このような「免」をもつ地名は、ほかにも亀里町の「油免」、後閑町の「糖免」などの例がある。

地形から生じた地名もいくつかある。「小山」・「谷」(小相木)・「東中袋」(箱田)・「中沖」(上新田)などがそれにあたる。特に「谷」は、ヤチ状の湿地につけられることが多く、日高で谷底水

田が検出されたことを考えると、早くから水田耕作が行われた可能性を示す地名である。柳田國男は『地名の研究』のなかで、北武藏から上州にかけては、「谷」を「^{ヤマ}戸」の二字で表すことが多いと述べている。さらに、「谷戸」は鎌倉の「扇ヶ谷」のように「～ガヤト」と用いられることが多く、その結果、「ガヤト」に音が似ている「垣内」（集落を表す）が誤用されるようになったと指摘している。^{註14}つまり、「ガヤト」と「カイト」の音が似ていて、「谷戸」と「垣内」は同様に用いられるようになったというのである。「垣内」は「貝戸」や「皆戸」の字をあてる場合も多い。芦田貝戸で3層にわたる水田が検出されたのも、地名から納得できるような気がしてくる。

地名から水田の存在を推定していくのは、たとえば、日高では水田に関係する小字があまりみられないように、いささか危険性を孕んでいる。しかしながら、地名は地域の歴史をそれ自体が伝えている重要な資料であり、考察する値うちは十分あると思われる。^{註15}

註

- 1 佐藤明人ほか 「上滝遺跡」 『八幡原A・B、上滝、元島名A』 1981
- 2 沢口 宏 「日高遺跡の地形環境」 『日高遺跡(1)』 1979
- 3 火山爆発にともなう鉱石・灰の降下年代は、すべての石川正之助ほか編「遺構の年代と火山噴出物の降下年代」(『考古学ジャーナル』No.157) 1979) によった。
- 4 坂口 一 「下新田遺跡」 1979
- 5 前橋市教育委員会では、本年度、元総社町で二か所(元総社明神遺跡、闇泉極遺跡)発掘調査を行なった。詳細については、各報告書を参照されたい。
- 6 横倉興一ほか 「日高遺跡発掘調査報告(III)」 1981
- 7 近藤義雄 「上野国府をめぐる古代交通路」 『信濃第33巻』 1981
- 8 「群馬県史 資料編5」 1979
- 9 尾崎喜左雄 「群馬の地名 上巻」 1976
- 10 吉田東伍 「増補大日本地名辞書 第6巻 坂東」 1970 (初版1903)
- 11 「和名類聚抄」の郡名のなかで、「畔切」に似たものとして「畔治」・「畔代」がある。どちらも水田に係わる地名と思われる。
- 12 小字名はすべて『上野国郡村誌』によった。
- 13 『上野国郡村誌』によれば、京日村については「古時經免郷ト云」と記されている。
- 14 柳田國男 「地名研究」 「定本 柳田國男集 第20巻」
- 15 『上野国郡村誌』から日高村の小字名を拾ってみると次のような。「町頭 天神 稲荷木 村前 ^{アツヤマ} 村主 村西 川田 行人 駄木所 道木添 村前 中堀添 高畠 烏羽 江田境」水田に関する小字は「川田」くらいである。

III 確認調査の概要

1. 調査の経過 (調査日誌抄)

7月5日 (月) 晴	枚舎建設予定地の杭打ちを行い、トレンチを設定する。特別教室棟・開放棟・技術棟をI区、普通教室棟をII区、体育館・武道館をIII区とする。調査地が水びたしであるため排水作業を行う。	7月16日 (金) 曇のち雨	I区 2・3トレンチの間をバックフォーで排土。
7月6日 (火) 曇	排水作業を続行。バックフォーを導入し試掘を開始する。B軽石層、FA層を確認する。	7月22日 (木) 晴ときどき曇	III区 東部を拡張。畦畔状遺構を検出。
7月10日 (土) 晴	I区 3トレンチ、畦畔状遺構検出。	7月24日 (火) 晴ときどき曇	I区 Bトレンチ、西壁地断実測完了。
III区 A・Bトレンチ、バックフォーによる排土。	II区 2・3・Bトレンチ、全体写真を撮影。	7月27日 (金) 曇	III区 3・4トレンチ、精査。
2トレンチ、畦畔状遺構検出。	2トレンチ西拡張部で畦畔交点を確認。	I区 3トレンチ、溝状遺構精査。	畦畔追跡のため、II区、III区の間に小さなトレンチを3つ設定。排土、精査を行う。
7月14日 (火) 晴ときどき曇	I区 耕作状遺構、溝状遺構を検出。	II区 2トレンチの溝状遺構を追跡する。	小トレンチを精査。



調査前の現況

7月29日 (木) 曇

I区 3トレンチの北部を拡張、小溝を検出。

3トレンチ、エレベーション図作成。

II区 1トレンチの西部を拡張、北壁断面を精査。

III区 1・2トレンチ、拡張部の精査。

8月2日 (土) 晴

前日の台風によりトレンチ内外満水のため作業を中止。トレンチ内排水作業。

8月4日 (月) 曇ときどき晴

トレンチ内排水作業。トレンチ内にたまつた土砂を排土。

II区 1トレンチ北壁地断写真を撮影。

遺構全体の実測にとりかかる。

8月7日 (木) うす曇

I区 耕作状遺構の平面実測をはじめる。

II区 2トレンチ、地断写真、地断実測完了。

8月9日 (土) 晴

I区 耕作状遺構のエレベーション図作成。

3トレンチ、溝状遺構の平面実測を行

う。

II区 3トレンチ、西拡張部の地断実測、写真撮影。

III区 2トレンチ、精査。

8月11日 (月) 晴

小トレンチ、 $a \cdot b \cdot c \cdot d \cdot e \cdot f \cdot l$ の平面実測完了。

小トレンチ、 $g \cdot h \cdot i$ の地断実測、写真撮影完了。

III区 2トレンチ、畦畔と溝のエレベーション図作成。

III区 平面実測を行なう。

8月12日 (火) 曇ときどき小雨

小トレンチ I、地断実測、写真撮影。

II区 2トレンチ、平面実測。

III区 平面実測を行なう。

1・A・Bトレンチ精査、写真撮影。

8月14日 (木) 晴

すべての発掘作業を完了する。



調査のようす

2. 範囲確認調査

調査地区は、現状では水田と桑畑に利用されていた。本調査にさきだち、昭和57年5月23日、マッピング調査を行ったが、その結果は少量の土器片の散布を確認したのみで、詳しいことは知り得なかった。

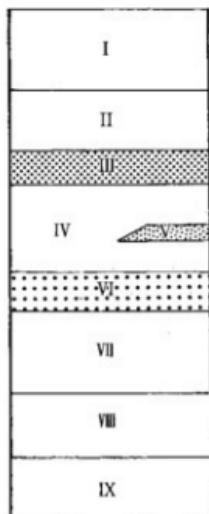
本調査は学校建設に伴う事前確認調査で、調査対象地域は、遺構の破壊される可能性がある校舎建設予定地である。昭和57年7月5日、校舎建設予定地の範囲を明確にするため杭打ちを行い、その後図4のようなトレンチを設定し、試掘調査を実施した。便宜上、調査地区をI区・II区・III区に分類した。

トレンチ調査の結果、地表から20~40cm下でB軽石層が確認され、II区・III区では、それに覆われた畦畔状遺構と灰褐色粘質土が検出された。また、B軽石を多量に含む砂質茶褐色土に覆われた溝条遺構が数条検出された。

このようなことから、B軽石下の水田の広がりが予想された。遺構調査にあたっては、トレンチ内を中心に調査し、必要に応じてトレンチを拡張あるいは新たに設定し、畦畔・溝の追跡をはかった。

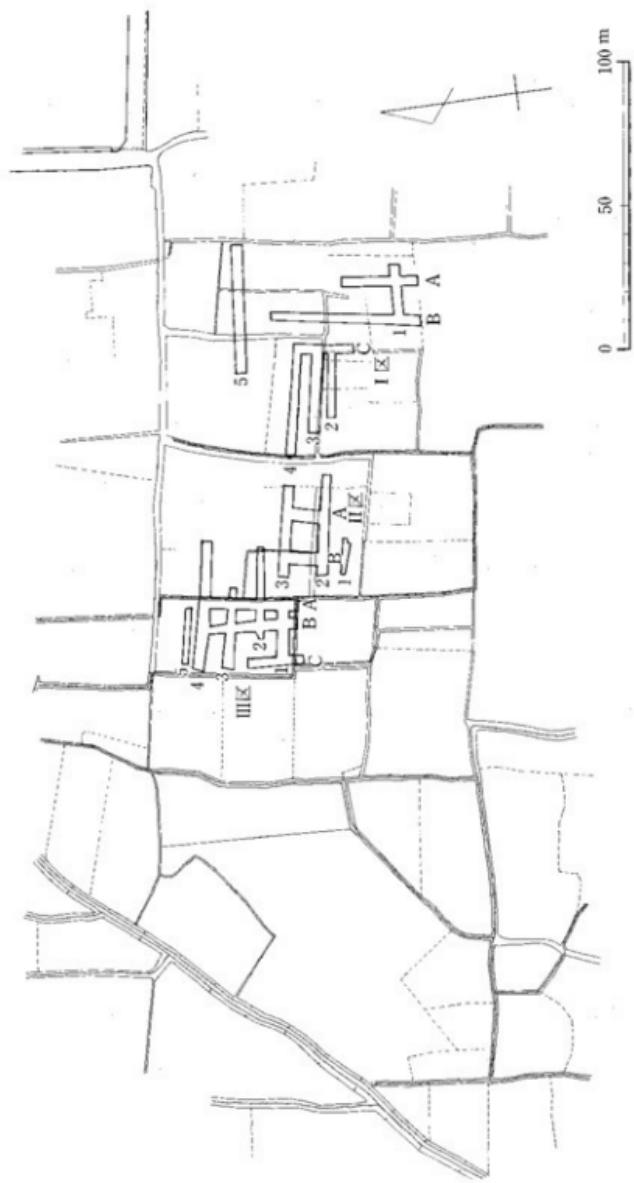
3. 地層

調査地区は水田と桑畑にまたがっており、地層に若干の相異は見られるが、基本的には下記のように表すことができる。



- I層 表土
II層 茶褐色土層。天仁元(1108)年降下とされる浅間B軽石を含む砂質土層。
III層 B軽石層。厚さは2~10cm程度。調査地区の北部の方が残存状況が良かった。
IV層 灰褐色粘質土層。III層に覆われた水田耕作土で、厚さは15~20cm程度。
V層 FA層。6世紀前半の榛名二ッ岳の噴火による降灰層。厚さは数cmで、部分的に確認した。
VI層 C軽石層。4世紀中頃、浅間山噴火により降下した軽石層で、厚さは10cm内外。
VII層 暗灰褐色粘質土層。
VIII層 灰黒色粘質土層。
IX層 黄灰白色シルト層。

図3 土層柱状図



* トレンチ名は、各区とも、東西トレンチを西より無用数字で、南北トレンチを東よりアルファベットで表した。

図4 調査地区およびトレンチ位置図

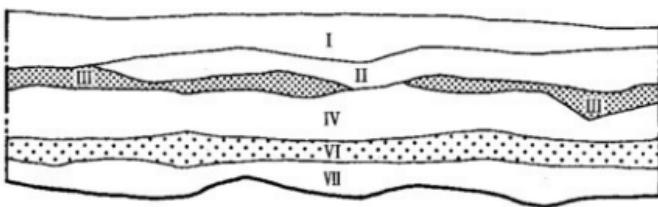


図5 I区Bトレンチ西壁断面

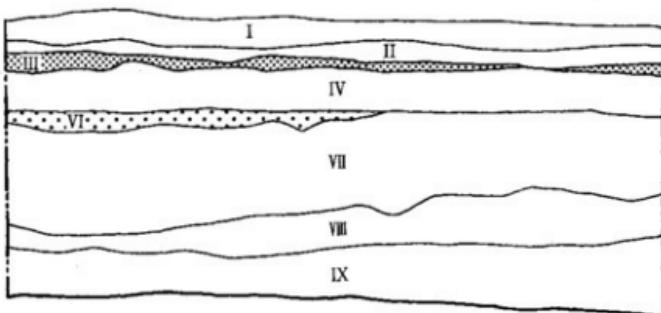


図6 II区1トレンチ北壁断面

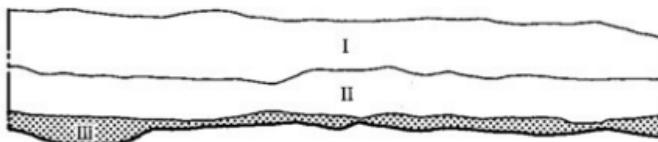


図7 III区5トレンチ北壁断面

$L = 96.80$



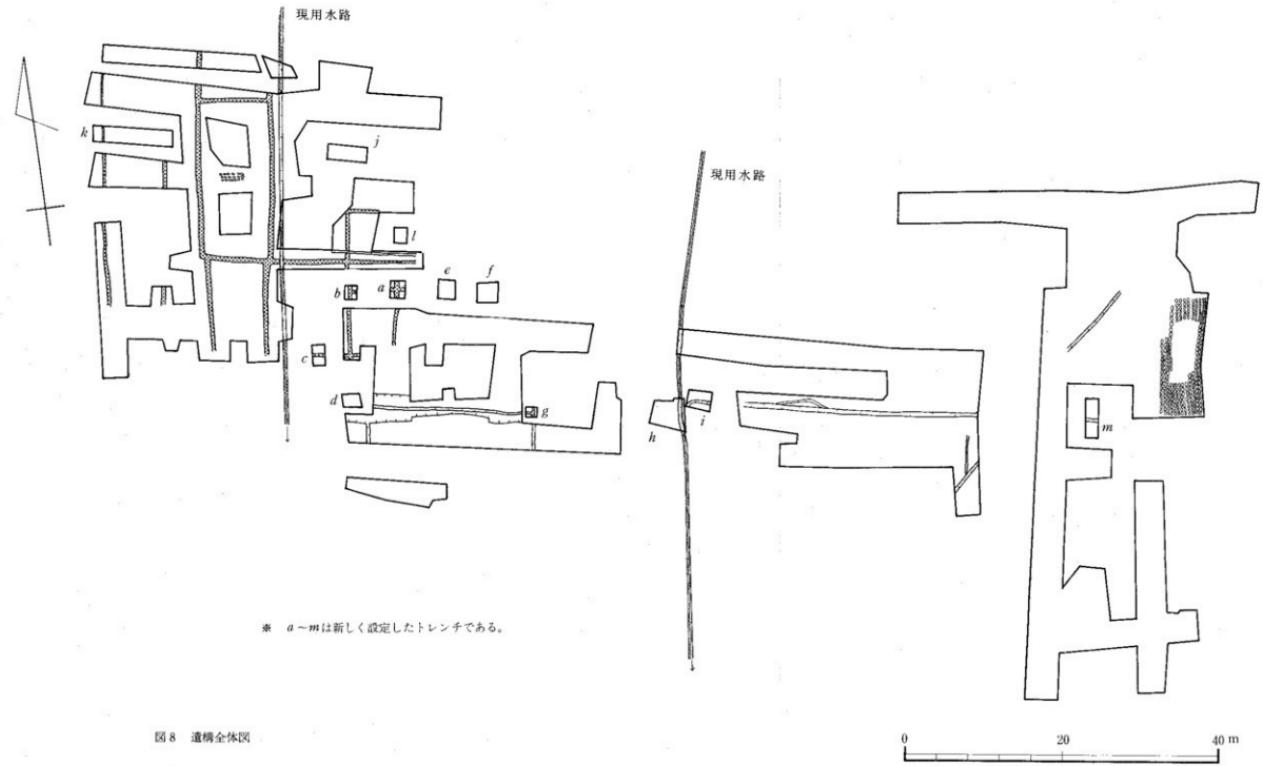


図8 窪横全体図

IV 遺構調査の概要

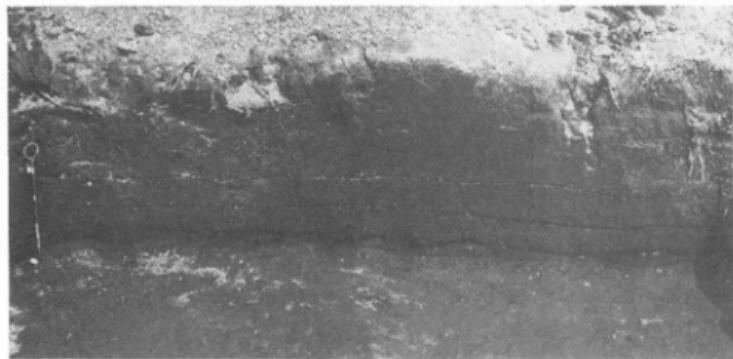
I. B軽石下の水田址

II区・III区では、浅間B軽石層に埋もれた水田址が検出された。時間的に急を要する調査であったため、遺構がこわされる校舎建設予定地内を調査対象地域に限定し、必要に応じて調査区域を拡大してゆく方法をとった。そのため、検出できた畦畔の数は少なく、一区画の水田として確認できたのは、わずかに4面であった。

B軽石層は、地表下20~40cmで確認された。B軽石層を覆う土壌が20~40cmと比較的薄いのは、洪水時などで付近が染谷川・滝川の氾濫原になりやすく、土砂が堆積しにくかったためと思われる。本調査はたまたま夏に行われたが、付近一帯は水びたしで、作業はさながら水との戦いという感があった。平常時でこのような状態であるから、大雨や洪水時はそれ以上で、北から南に緩やかに傾斜している本地域では、土砂が流されやすかったと想像されるのである。

B軽石の残存状況は、あまり良好とは言えない。軽石層が5cmほど堆積しているところもあれば、窪地にわずか堆積しているところ、純層としては確認できなかったところも見られた。このような状況は、軽石層が地表から比較的浅い位置にあるため、農耕によって擾乱された結果と思われる。

調査地区をおおまかに見れば、南部より北部の方が残存状況が良好であった。



△トレンチ東壁断面

さて、畦畔はB軽石層下から検出された。大きさの測定できる畦畔は16本で、東西、南北のいずれかの方向に走っていた。畦畔の大きさは、幅約50cm、水田面からの比高約5cmで、東西畦畔、南北畦畔では、特に大きな違いは見られなかった。なお、畦畔が偏平であるのは、堆積土壌の土圧により押しつぶされたためである。

畦畔の方位は、南北畦畔で磁北に対し $2^{\circ} \sim 9^{\circ}$ の間で東に偏している。一方東西畦畔も、東に対し $4^{\circ} \sim 9^{\circ}$ の間で南に偏している。この付近の磁北は、真北に対し約 $6^{\circ}50'$ 西偏していることから、南北畦畔はかなり真北に近い方位と考えられ、東西畦畔はそれにはば直交していると言える。

表2 畦畔計測値

畦畔	長さ(m)	幅(cm)	方 向
1	9.0	56	N-81°30'-W
2	19.6	48	N-8°-E
3	20.3	50	N-8°-E
4	8.6	48	N-84°30'-W
5	11.7	44	N-4°30'-E
6	11.9	48	N-9°-E
7	10.2	48	N-81°-W
8	10.5	44	N-81°18'-W
畦畔	長さ(m)	幅(cm)	方 向
9	6.5	46	N-8°-E
10	3.8	42	N-2°-E
11	7.8	52	N-7°-E
12	6.5	38	N-81°-W
13	6.0	40	N-86°-W
14	5.6	50	N-81°-W
15	3.5	38	N-8°30'-E
16	8.5	48	N-9°-E

本遺跡で検出された一区画の水田は、図9の⑦水田だけである。①・②・③の水田は、点線が推定畦畔を示しており、推定区画によつたものである。形状はすべて長方形で、南北を長軸とする水田が⑦・④・⑤、東西を長軸とする水田が⑧である。畦畔全体の走行状況から、⑦水田の東側に広がる水田も、東西畦畔・南北畦畔に区画された長方形の水田であると予想される。

面積は、⑦水田が最大で約176m²、ついで④水田が約121m²、⑤水田が約47m²、最小の⑧水田が約23m²であった。

給水については、畦畔に附隨する用水が検出できなかつたため、明らかではない。図10に示したように7・12の畦畔に沿つて溝状遺構が検出されたが、9の畦畔を切つていることから、これは後世の溝と考えられる。ただ図10からわかるように、④水田の北東隅の畦畔交点付近では水口が検出された。これは、3・7・9の畦畔に囲まれた水田から、④水田に水が流れたことを示している。付近の地形が北から南に緩やかに傾斜していることを考えれば、この水口の設定は理にかなつたものと言える。このことから、給水については、高位の水田から低位の水田に水をかけ流す方法がとられたと推定される。

ちなみに、水田面の標高は、畦畔の確認されたIII区北部で96.76m、III区南部で96.58mであった。南北約40m、比高差18cmであるから、南北勾配約200分の1というきわめて緩やかな傾斜である。

なお、III区の⑦水田の中央部付近から、耕作の跡を思わせる遺構が検出された。ちょうど農具のようなもので掘つた跡と思われる穴が、東西6m、南北4mの範囲にわたり広がつていたのである。これに似た耕作状遺構がI区でも検出されたが、⑦水田のものは擾乱がひどく、形が不整形であった。排土の関係ならびに擾乱がひどいため確認範囲が狭かつたが、これはさらに広がつている可能性が強い。

最後に現在の水田状況にふれておくと、ほとんど東西・南北畦畔に区画された水田である。方向性については、検出された畦畔は現況の畦畔とはほぼ一致するとと言える。

註1 国土地理院発行の5万分の1地形図による。(昭和56年)

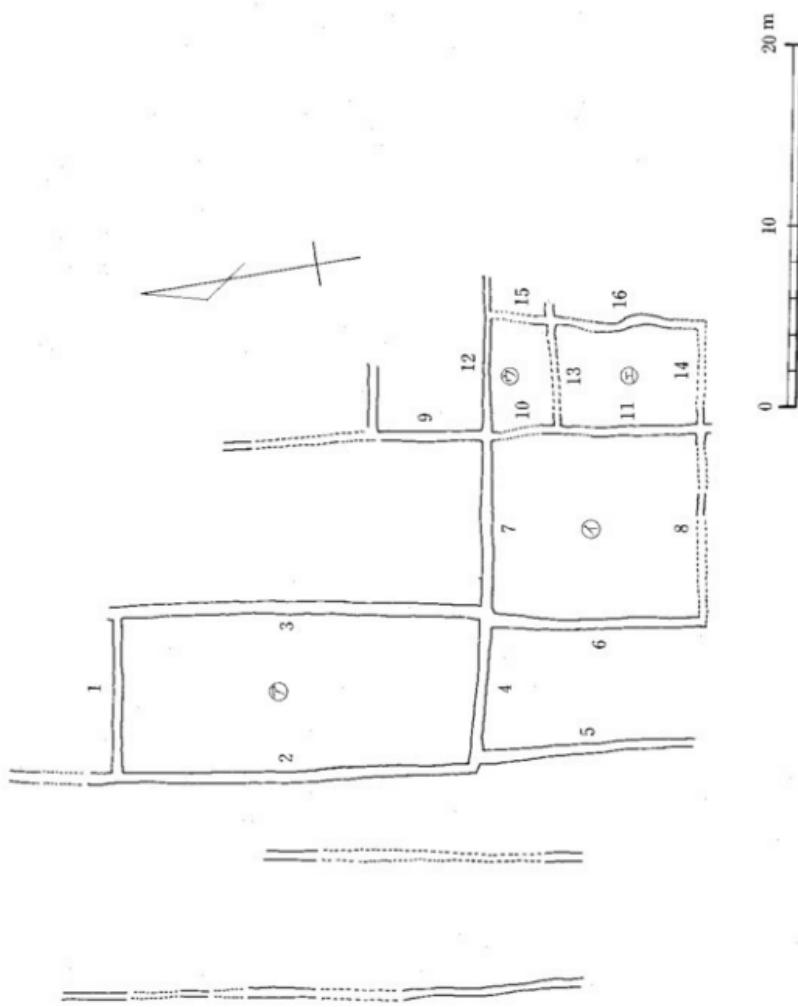


图 9 鲜水全休图



III区北部



III区南部



III区1 トレンチ



III区2 トレンチ



III区A トレンチ



III区4 トレンチ



III区B トレンチ



III区C トレンチ



III区2トレンチと北拵張部



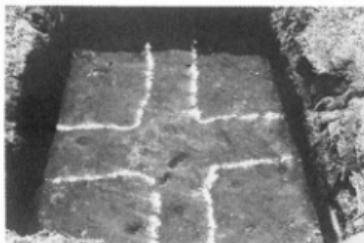
III区2トレンチ12号畦畔と溝



III区2トレンチ畦畔交点付近



III区2トレンチ溝地断



a トレンチ畦畔交点



b トレンチ畦畔交点



II区3トレンチ11号畦畔

L = 96.80



L = 96.80



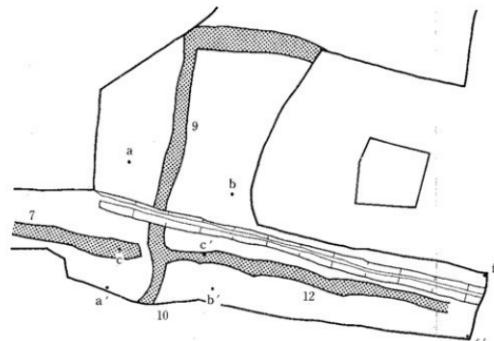
L = 96.80



L = 97.00



L = 97.00



L = 96.80



α —砂質の灰褐色土層
 β —砂質の青灰褐色土層

L = 97.00



L = 97.00



0 5 m

図10 II区3トレンチ・III区2トレンチ・a・b・c・e・1トレンチ実測図

2. 溝状遺構

溝状遺構は I 区で 5 条、II 区で 3 条、III 区で 3 条検出された。これらの溝は、おそらく農耕の用水路として用いられたと思われるが、B 軽石下の畦畔に直接附隨するものはなかった。覆土が B 軽石を多量に含む茶褐色土層であること、出土遺物が中世から近世にかけての磁器・陶器の破片であること、畦畔を切っている溝があること等から、時期としては中世以降と考えられる。

I 区 3 トレンチで検出された溝が、規模では最大であった。幅約 1m、深さ約 30cm で、向きは東西方向である。図 8 からわかるように、I 区 3 トレンチの東に m トレンチ、西に i・h トレンチを設定し、溝を追跡した。その結果、この大溝は、I 区と II 区の間を南北に走る現用水路につながっていることが判明した。また、I 区 B トレンチ東側拡張部では、斜めに走る小溝が検出された。これは、延長してゆくと I 区 C トレンチで検出された斜め溝と重なり、両者は同一の溝だと考えられる。

その他の溝は規模が小さく、大きさは一様ではないが、幅約 50cm、深さ約 20cm ほどである。向きは、すべて東西方向か南北方向のいずれかであった。特に II 区では、図 12 からわかるように、トレンチの東側の南北溝を追跡し g トレンチを設定したところ、2 トレンチの東西溝との T 字交点が検出された。

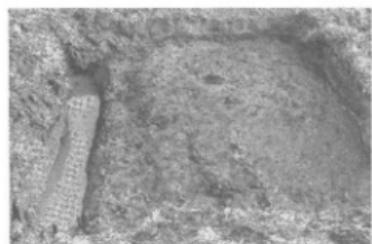
本遺跡で確認された溝状遺構は、I 区の斜め小溝を除き、方位はすべて東西方向か南北方向で、現状の付近の用水路や畦畔と同様な走行方向を示していた。付近の耕地は、長い間にわたる耕作を経てしだいに変形され、現在のような水田、用水路の状態ができあがってきたものと、想像される。



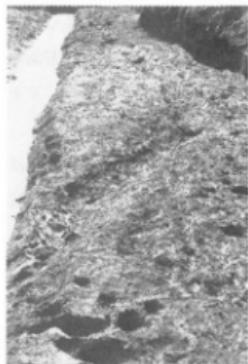
I 区 3 トレンチ溝



I区2・3・4・Cトレンチ



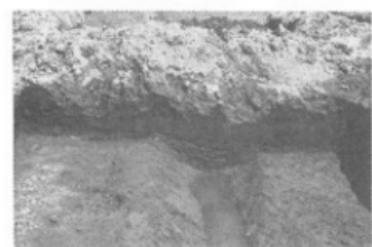
hトレンチ



I区3トレンチ小溝



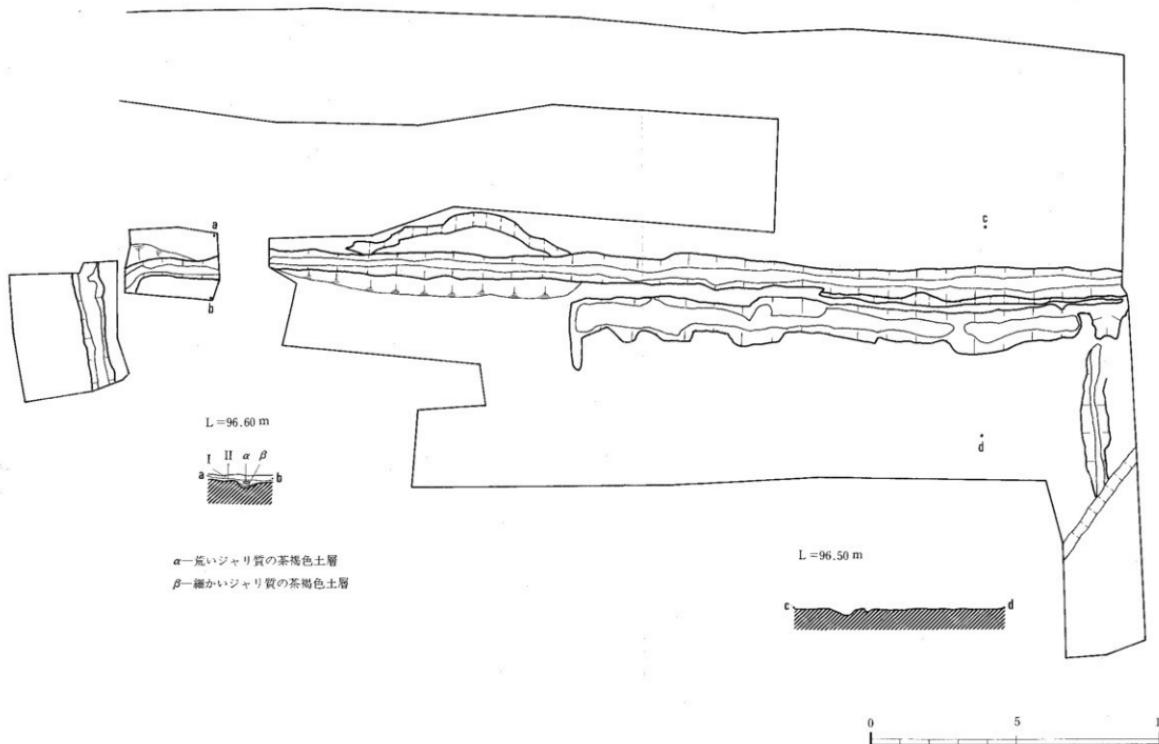
iトレンチ



iトレンチ東壁断面



I区3トレンチ遺物出土状況



α —荒いジャリ質の茶褐色土層
 β —細かいジャリ質の茶褐色土層

$L = 96.60\text{ m}$

0 5 10 m

図 11 I-3 トレンチ溝状遺構実測図

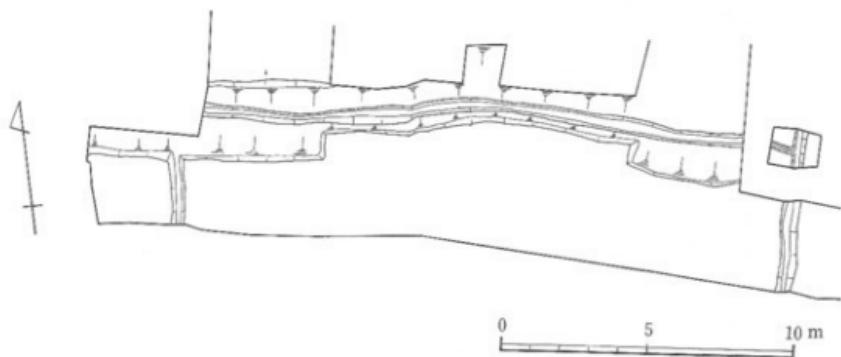


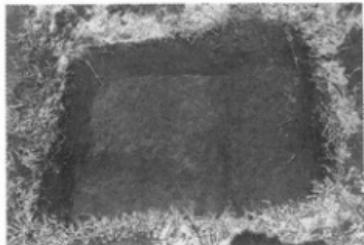
図12 II区2トレンチ溝状遺構実測図



II区2トレンチ



II区2トレンチ西側



g トレンチ



II区2トレンチ東側南北溝断面

3. 耕作状遺構

I区Bトレーニング東側拡張部とIII区3トレーニング水田址内から、耕作状遺構が検出された。どちらも現況の土地利用は水田であった。

I区の耕作状遺構は、浅間B軽石を多量に含む砂質土壌下から検出され、範囲は東西約6m、南北約15mにわたっていた。形状は、ちょうどえんが状の農具で土を掘り起こしたときにできる痕跡に酷似しており、断面をみると、南北に鋸歯状に連続していることがわかる。ひとつの掘り込みの大きさは、長辺約40cm、短辺約20cm、深さは最深部で数cmである。

図14からわかるように、方向は南北が基準になっていたと考えられる。つまり南北の線で掘り込みを行い、これが何列か集まって、このような整然とした耕作の痕跡が残ったと推定されるのである。えんがなどの踏鉤の耕作過程から図14の耕作過程を類推してみると、たとえば図の北東隅の掘り込み部を基準にすると、まず、そこから徐々に南に掘り進めていき、一列終了すると隣の列に移り、方向を180°転換し、今度は南から北に向かい掘り進めていったと考えられる。掘り込みの先端の深い部分が、同一列内では同じ位置にあるのに、列と列ではたがいちがいになっているのは、以上のような耕作方法のためだと思われる。掘り込みの列の数は、総計16列であった。

なお、図14からわかるように、遺構の東側についてはさらに広がっている可能性が強かったが、排水の都合上これ以上の拡張はできなかった。

III区Bトレーニングで検出された耕作状遺構は、I区ほど整然としたものではなく、面積も狭い。向きは、I区同様南北方向が基準になっていると考えられ、この列が19列数えられる。一つの掘り込みの大きさは、I区より小さく、長辺約25cm、短辺約20cmほどで、深さは若干浅めであった。

以上のような耕作状遺構が、どのような目的で掘られたかは、現在のところ不明である。しかし、えんがのような農具が使用されたとすれば、やはり土を起こすために掘られた跡だと考えるのが、妥当だと思われる。

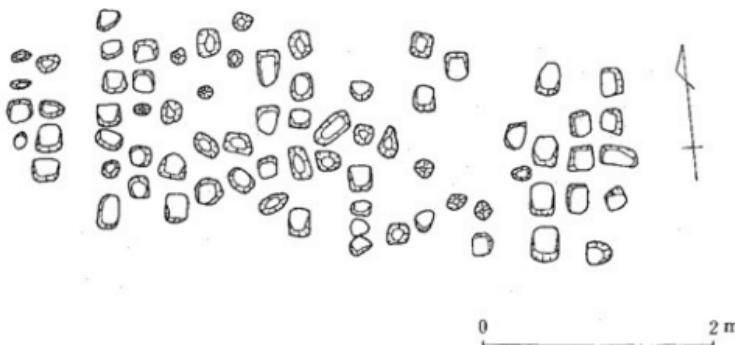
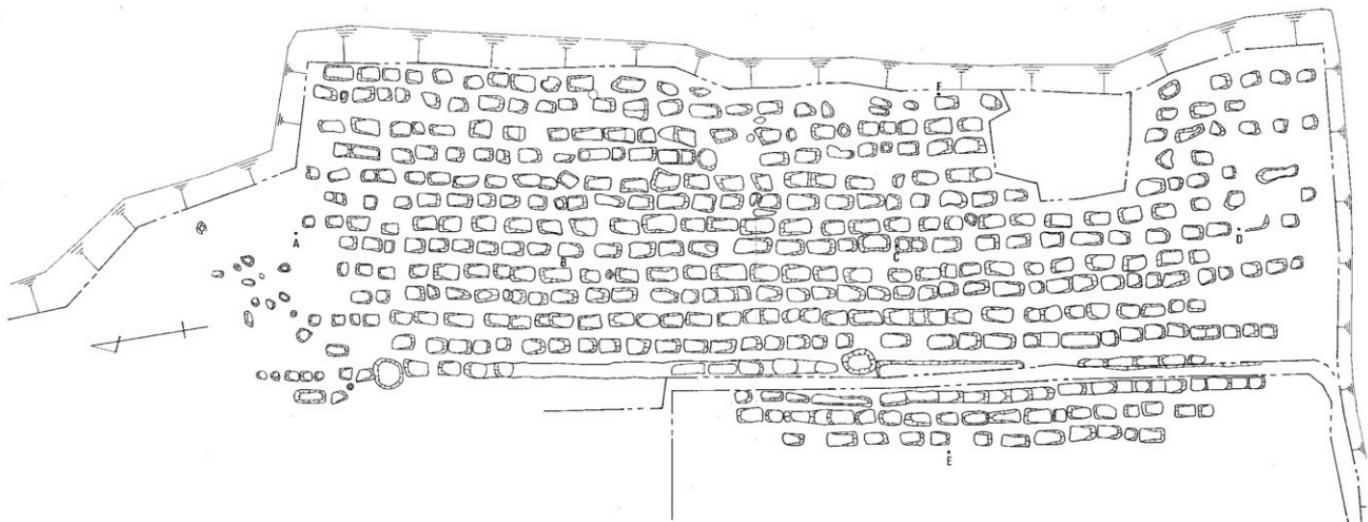


図13 III区3トレーニング耕作状遺構



L = 96.60 m



L = 96.60 m



0 2 4 m

图 14 I 区耕作状遺構



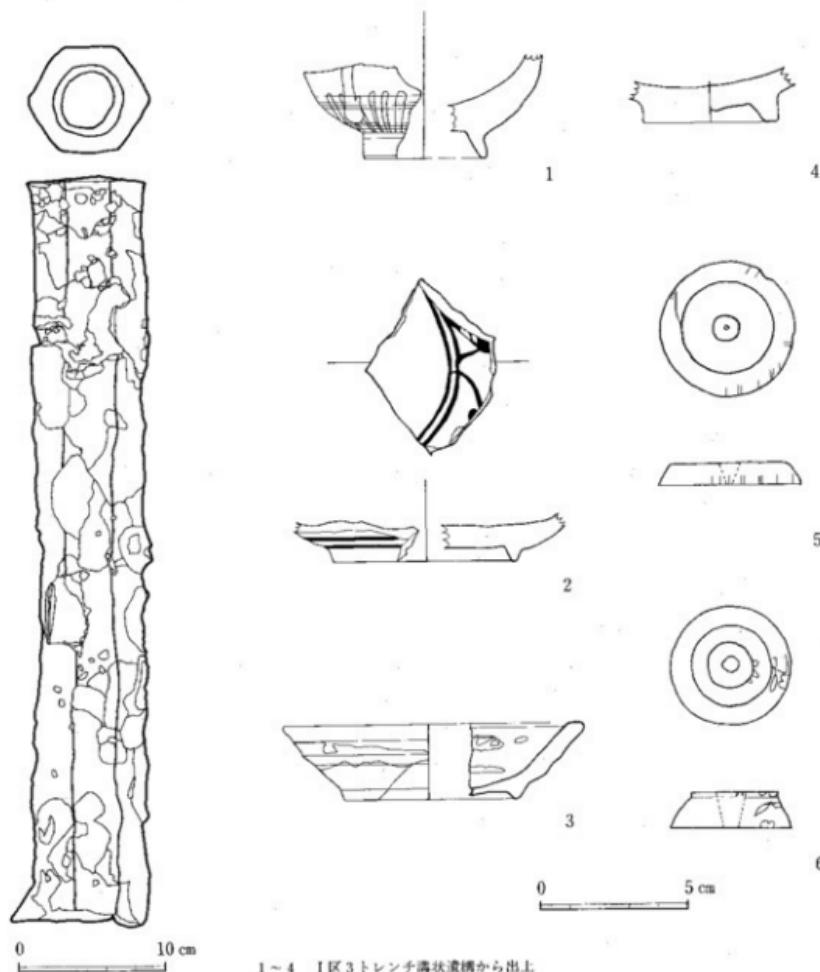
I 区耕作状遺構



I 区耕作状遺構

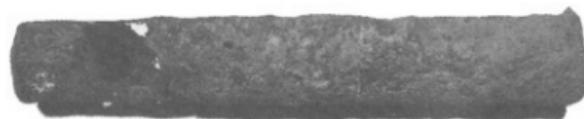
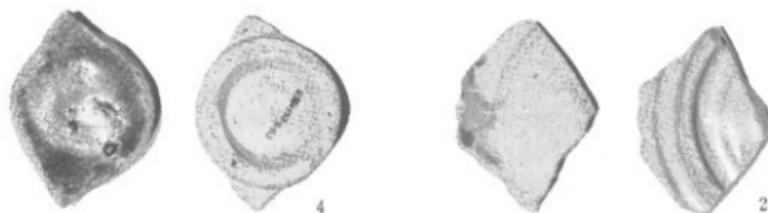
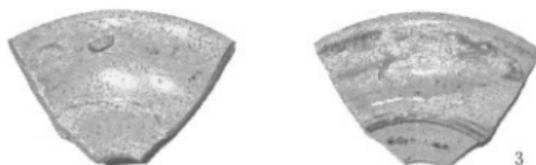
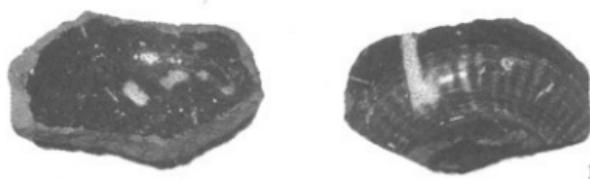
4. 出土遺物

本遺跡の出土遺物は、少量であった。表探として紡錘車が2個みつかったほか、平安時代から中世・近世にかけての土器片が、パン箱一箱分検出されたのみである。なお、表土除去作業中、太平洋戦争のおりアメリカ軍が投下した焼夷弾が6個確認された。参考資料として、焼夷弾の実測図・写真も掲載した。



焼夷弾

図 15 遺物実測図



烧夷弹

V まとめ

学校建設にさきだつ確認調査として、校舎建設予定地内にトレンチを設定し、遺構の有無を検討した。その結果、浅間B軽石層下から畦畔が確認され、遺構の存在が明らかになった。そのため、設定したトレンチ内を中心に発掘調査を実施し、必要に応じてトレンチを拡張し、遺構の追跡をはかった。調査の結果、浅間B軽石下の水田址、溝状遺構、耕作状遺構が検出された。

(1) 浅間B軽石下の水田址

検出された畦畔は、合計16本である。B軽石層の残存状況は良好とは言えず、わずかに畦畔を覆っていた。畦畔の大きさは、幅約50cm、水田面からの比高約5cmである。向きは、すべて東西方向か南北方向かのいずれかで、南北畦畔の方位はほぼ真北を示しており、東西畦畔はそれに直交するように走っていた。

一区画の水田として確認できたのは、4面である。水田の形状はすべて長方形で、南北を長軸とする水田が3面、東西を長軸とする水田が1面であった。面積は、東西を長軸とする水田が最小で約23m²、最大は約176m²であった。

給水については、地形が北から南に緩やかに傾斜していること(勾配約200分の1)、東西畦畔に一か所水口が検出されたこと等から、高位の水田から低位の水田に水をかけ流していく方法がとられたと考えられる。

(2) 溝状遺構

溝状遺構は、大小あわせ合計11条検出された。しかし、これらの遺構は、B軽石下の畦畔に直接附随するとは考えられない。覆土が浅間B軽石を多量に含む茶褐色土であること、溝からの出土遺物が中世から近世にかけての磁器・陶器の破片であること、畦畔を切っている溝があること等から、時期としては中世以降が妥当と思われる。溝の向きは、1条を除き、畦畔と同じく東西方向か南北方向かのいずれかであった。

幅約1m、深さ約30cmの東西の大溝は、南北に走る現用水路には直交してつながっていることが判明した。長い間の耕作を経て、現状の水田・用水路が形成されたと思われる。

(3) 耕作状遺構

耕作状遺構は二か所で確認された。覆土はB軽石を多量にふくむ砂質土壤で、その下から、ちょうどえんがのような農具で土を掘り起こしたと思われれ痕跡が、検出された。長辺約40cm、短辺約20cm、最深部数cmの長方形の穴が、南北に断続的に掘り込まれており、それが東西に列をつくって並んでいた。掘り込まれた長方形の穴は、斜めに掘り込まれているため先端部がもっとも深く、その後、徐々に浅くなっていく。したがって、南北で切った断面は、鋸歯状を呈していた。

このような耕作の跡はどうしてできたか不明だが、形状から考えると、踏跡による土起こしが行われた可能性が強い。

なお、耕作状遺構は、本遺跡の南約5.5kmに所在する下之城条里遺跡で、B軽石下の水田面から検出された例がある。本遺跡の耕作状遺構に、若干類似する点があるようだ。

以上の調査結果に基づき、最後に若干の所見を述べてみたい。

本遺跡は、先にもふれたように染谷川・滝川の後背湿地に立地しており、古代から水利の面では恵まれた環境にあったと考えられる。今でこそ近世初頭に開削された滝川の恩恵を蒙っているが、染谷川・滝川クラスの小河川にあっては、古代の土木技術をもってしても、かんがい用の水路を穿ち水田に水を引き入れるくらいのことは、十分可能であったと推定される。何となれば、群馬県においては、中世の巨大なかんがい施設「女堀」の例があるのだから。

本遺跡で検出された水田址は、調査面積も狭く、大八木水田遺跡・日高遺跡で検出されたような条里制の坪にあたる大畦畔の確認が、なされなかった。しかし、畦畔はすべて東西方向か南北方向かのいずれかで、南北畦畔の方位はほぼ真北である。また、水田の形状も長方形で、給水についても、両遺跡と同様な結果が得られている。このようなことを総合すれば、本遺跡の水田址は、条里制に基づく水田である可能性がかなり高いのではないかと想像される。まして、国府推定地の南方3kmの、好条件の地に立地しているのである。

この水田も、天仁元（1108）年の浅間山噴火によって、潰滅的な打撃を受けたと推定される。しかしながら、中世以降の溝が多数検出されたということは、浅間B軽石降下後、一定の期間をおき、水田耕作が再開されたことを窺わせる。それと同時に、これらの溝は、長い耕作の過程のなかで、廃棄されたのも事実である。現用水路につながる大溝が検出されたのは、耕作状況の何らかの転換を物語っている。そして、この転換は、やはり滝川用水の開削にともなう水田・水路体系の大はばな転換に求められるのではないだろうか。

ところで、踏跡の痕跡を思わせる遺構は、何のために掘られたのだろうか。土起こしの跡であるのはほぼまちがいないと思われるが、それは、水田耕作のためなのか、あるいは他の作物耕作のためなのか不明である。I区で検出された耕作状遺構は、かなり整然としており、計画的に掘り込まれた様子が窺える。また掘り込みの鋭利さから、鉄製農具が用いられた可能性が強い。なお、踏跡は、粘質土や土壤水分の多い湿地帯での土起こしに適していると言われている。本遺跡の土壤には合致していると言えよう。

註1 舟沼二郎ほか『農具』 1976

前 箱 田 遺 跡

昭和 58 年 3 月 25 日 印刷

昭和 58 年 3 月 31 日 発行

発行 前橋市教育委員会
前橋市大手町二丁目 12-1

印刷 有限会社 原 田 印 刷 所
前橋市大手町三丁目 6-10

